

朝市センター保育園存続のための要望署名

仙台市長 奥山恵美子 殿

[要望内容]

政府が2015年度以降に「子ども・子育て支援新制度」を実施するのを機に、仙台市は市独自の「せんだい保育室」制度を廃止し、市が助成してきた当保育園などに、国費による3歳未満児に限定した小規模保育事業(定員19人以下)か、認可保育所に移行するよう求めてきました。

当保育園はこれを受けて、現在認可保育園並みの55人の子どもを受け入れていることから、認可保育園をめざすことにしました。

ところが、仙台市は、当保育園の場合、風営法の規制に基づき、70m以内にパチンコ店があることを理由に、現在地では「認可できない」としています。

事実、風営法上は、当保育園がある商業地域において、認可保育所から70m以内にパチンコ店などの風俗営業店は出店を認められていません。

しかし、厚生労働省の見解によれば、保育所の立地を規制する法令はなく、保育所の設置認可は認可権者の総合的判断にゆだねられるとしています。

私たちが地域の良好な環境保全を目的とする風営法の趣旨は尊重すべきと考えますが、当保育園はパチンコ店より以前に開園し、仙台朝市の真ん中で27年間も市中心部での保育需要に应运ってきました。それも現在地において、朝市関係者の皆さんの支えがあったことです。残念ながら、公的支援なしには、現在地以外での保育園存続は事実上不可能です。

そのため、私たちは現在地でも認可していただけるよう要望いたします。

[要望事項]

- 一、当保育園が27年間、朝市の皆さんに支えられ、父母と保育者が力を合わせて、市中心部での保育需要に应运してきた実績を評価してください。
- 一、当保育園の開園経過及び立地事情を考慮し、風営法の規制を柔軟に判断されるようご配慮ください。

氏名	住所

[連絡先] NPO法人 朝市センター保育園
仙台市青葉区中央4丁目3-28 朝市ビル5階
TEL 022-221-9350 FAX 022-221-9351